

協議第3号

議会制度について

議会制度の次の事項について、別紙のとおり協議を求める。

平成16年4月16日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

議会の議員の定数及び任期の取扱いに係る審議経過について

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」に係る審議経過について

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、下記のとおり議会制度小委員会を開催し、審議を行っているところである。

そこで、当小委員会におけるこれまでの審議の経過について、第3回宇都宮地域合併協議会において報告する。

1 議会制度小委員会の開催状況

(宇都宮地域合併協議会 [任意])

開催回	開催日	主な議題等
第1回	平成15年10月29日	<ul style="list-style-type: none">・ 小委員会における審議事項について・ 議会制度について・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
第2回	平成15年11月25日	<ul style="list-style-type: none">・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

(宇都宮地域合併協議会 [法定])

開催回	開催日	主な議題等
第1回	平成16年2月16日	<ul style="list-style-type: none">・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
第2回	平成16年3月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

2 基本的な考え方

(1) 基本原則

- ・ 宇都宮地域における合併の方式は、「河内郡上三川町，同郡上河内町及び同郡河内町を廃止し，その区域を宇都宮市に編入する編入合併とする」ことが，第3回宇都宮地域合併協議会〔任意〕（平成15年9月26日開催）議案第8号において確認され，これが再度，第1回宇都宮地域合併協議会〔法定〕（平成16年2月4日開催）議案第7号において確認されたところである。
- ・ このことから，編入する宇都宮市の議会の議員は全員在任し，編入される河内郡上三川町，同郡上河内町及び同郡河内町（法人格が消滅する）の議会の議員は全員失職するのが基本原則となる。

(2) 激変緩和のために考慮すべき事項

- ・ 「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）」（以下，「合併特例法」）では，市町村の合併に伴う議員の数及び議員の身分についての一定期間の特例を設け，激変を緩和することによって，市町村の合併に対する障害を少なくし，合併を促進するとともに，合併市町村の運営を円滑にするために，「定数特例」及び「在任特例」の制度が定められている（別添の「参考資料」を参照）。
- ・ 定数特例は，基本原則を崩すことなく，市町村の議会議員の定数について，合併関係市町村の協議により特例を設けることができることとするものである（合併特例法第6条）。
- ・ 在任特例は，基本原則に対する特例であり，合併関係市町村の議員が合併後も引き続き議員として在任することができるとする特例である（合併特例法第7条）。
- ・ 宇都宮地域における市町合併に際しても，地域社会の急激な変化に対応することが必要と考えられることから，編入方式による基本原則を議論のベースとしながらも，こうした合併特例法による特例的措置の適用も選択肢の一つとし，審議を行っているところである。

3 議会制度小委員会における審議状況

- 議会制度小委員会では、合併特例法に規定されている特例（定数特例・在任特例）を適用するケース、また、合併後、新定数で選挙を行う方法など、あらゆるケースを念頭に、審議・議論を行っている。
- これまでの議会制度小委員会での審議において、合併により編入される3町における地域社会の急激な変化に対応するため、住民感情や必要な経費等も勘案し、何らかの特例的な措置を講ずることが必要であることについては、委員のコンセンサスが得られたところである。
- また、議会の議員の定数及び任期の取扱いのみならず、新市の議会のあり方や議会改革への取組の必要性などについても議論があったところである。
- なお、議会制度小委員会におけるこれまでの審議状況は、下表のとおりである。

議員の定数の取扱い	主要意見
在任特例を適用する。	<p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激に町の議員の数が減少するのは問題がある。 町の住民の意見反映がなされなくなる懸念がある。 市町建設計画の執行経過を見守る必要がある。 全国でコスト面での批判があるが、コスト増は、一時期を捉えたときの問題である。また、議員間の報酬に格差を設ける方法も考えられる。 <p>(否定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見反映のために全員の在任が必要であるか疑問がある。101人の議員から成る議会づくりは、新市において適切ではない。 議員数やコスト面から、住民の理解は得られない。また、議員間の報酬に差異を設けることは、議員の役割を勘案すると適切ではない。 住民の理解が得られない方法であり、在任特例は適用しないことを先に決めるべき。例え在任特例を決めても住民運動によって再協議となることもありうることを認識すべき。

<p>定数特例を適用する。</p>	<p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新市全体として概ね住民 1 万人に対し，議員が 1 人となり，公平な代表性の確保の観点から適切である。 ○ コスト面でも合併による効果を引出すことができる。 <p>(否定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在任特例と比較し，大幅に 3 町の議員数が減少するものであるため問題がある。 ○ 合併前の旧町の出身議員が計 7 人ということになり，7 人のみの意見が反映されるのか懸念がある。
<p>いずれかの特例を適用する。</p>	<p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3 町の住民の意見反映のために必要である。 ○ 3 町の住民や議員の不安を解消する方策が必要である。
<p>新市の議会を解散し，新定数で選挙を行う。</p>	<p>(肯定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神的に限りなく新設方式に近いやり方採ることにより，3 町の議員の理解を得ることができ，コスト面からは，住民の理解を得ることもできる。 <p>(否定意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 編入方式の原則を勘案すると，現実的な方法ではない。

4 今後の審議方針

これまでの議会制度小委員会での審議状況は前記「3」の通りであるが，現段階においては審議が未了であるため，本報告に対する住民の意見，宇都宮地域合併協議会委員の意見等を勘案し，更に十分に審議を重ね，報告することとする。

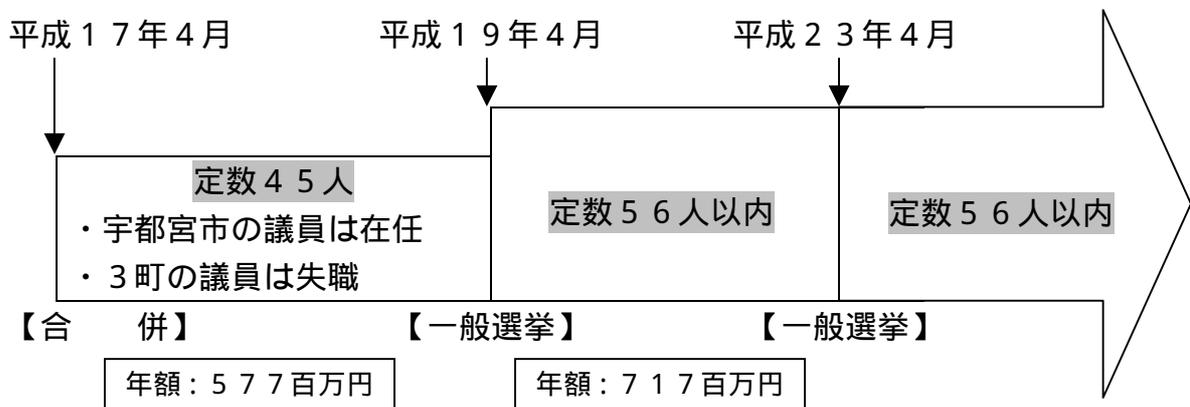
市町村の合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (編入合併の場合)

1 地方自治法による原則を採用する

- ・ 編入する自治体の議員の身分に変更はなく，編入され法人格が消滅する自治体の議会は，すべて失職となるのが，原則である。
- ・ 1市3町の枠組みにおいて，人口が約7万人増加し，50万人を超えることから，地方自治法第91条第2項の範囲内（56人以内）で，新市の議会の判断により議員定数を増加させ，増員選挙を実施することができる。
- ・ 増員選挙に際しては，公職選挙法第15条第6項等の規定に基づき，条例で選挙区を設けることが可能である。ただし，当該選挙区は，公職選挙法により「特に必要があるとき」設けられることとされており，事例からも一定期間における特例的な措置であると考えられる。

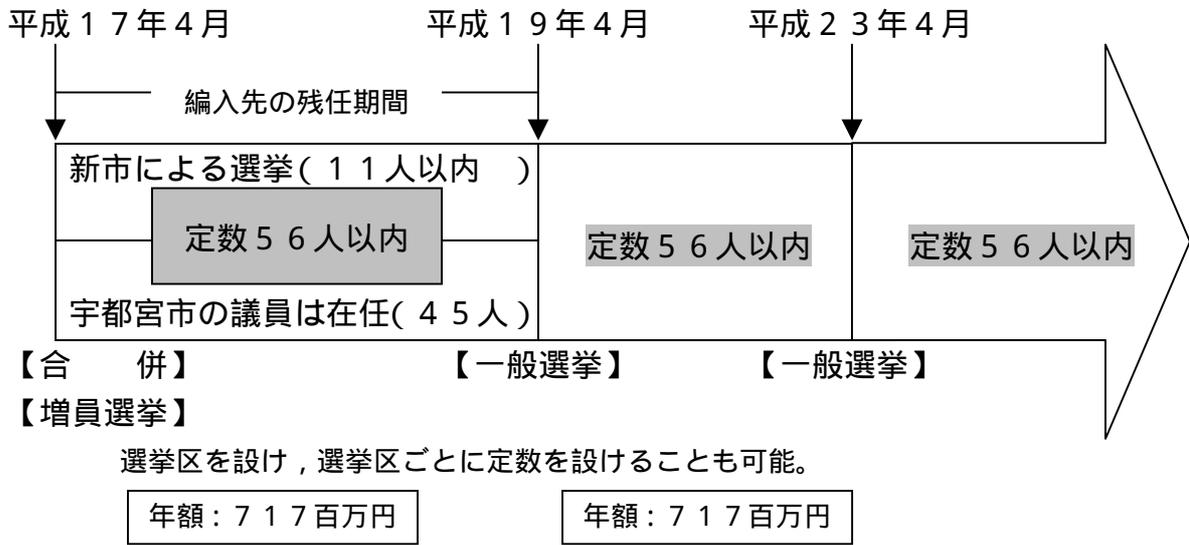
シミュレーション 1

地方自治法による原則のうち合併時に増員選挙を実施しない場合



シミュレーション 2

地方自治法による原則のうち合併時に増員選挙を実施する場合

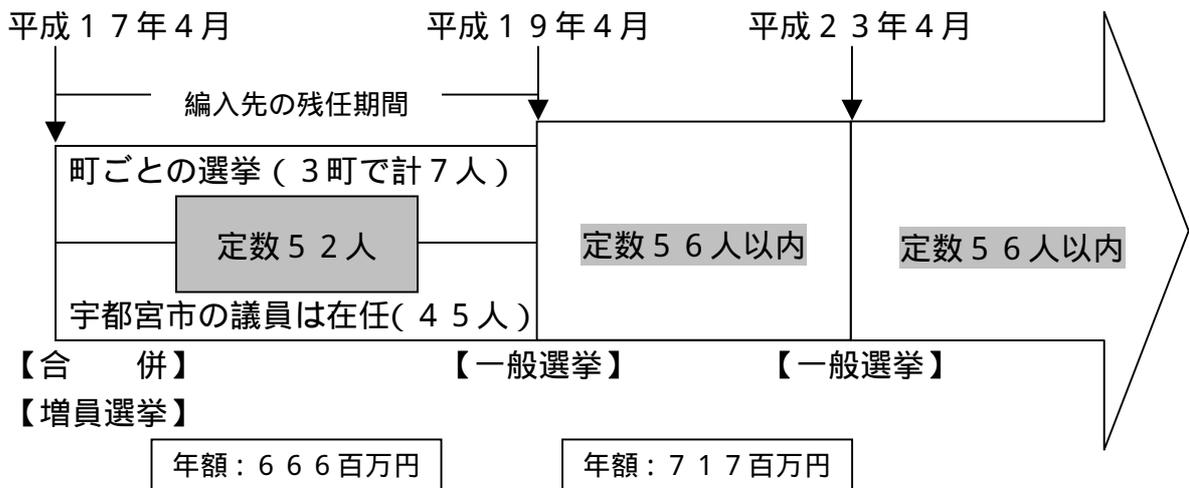


2 「合併特例法」における特例を適用する

- 議員数の激減緩和や合併関係自治体の運営を円滑にすることを目的とした「合併特例法」における特例を適用する。
- 「合併特例法」における特例には、定数特例と在任特例がある。

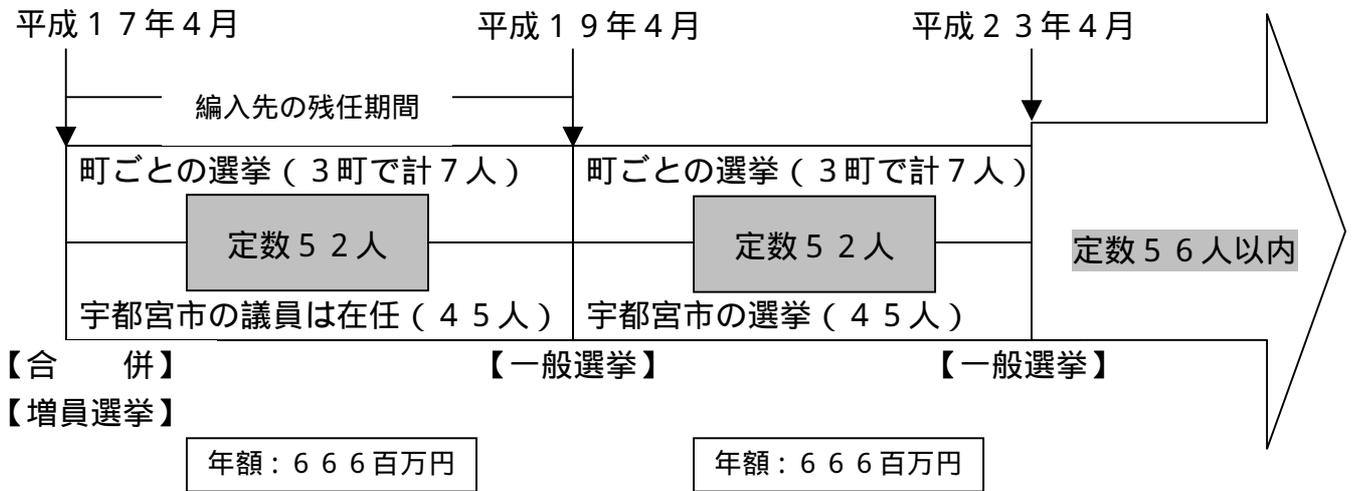
シミュレーション 3

合併時のみに定数特例を適用する場合



シミュレーション 4

合併時に定数特例 + 合併後の最初の一般選挙に定数特例を適用する場合

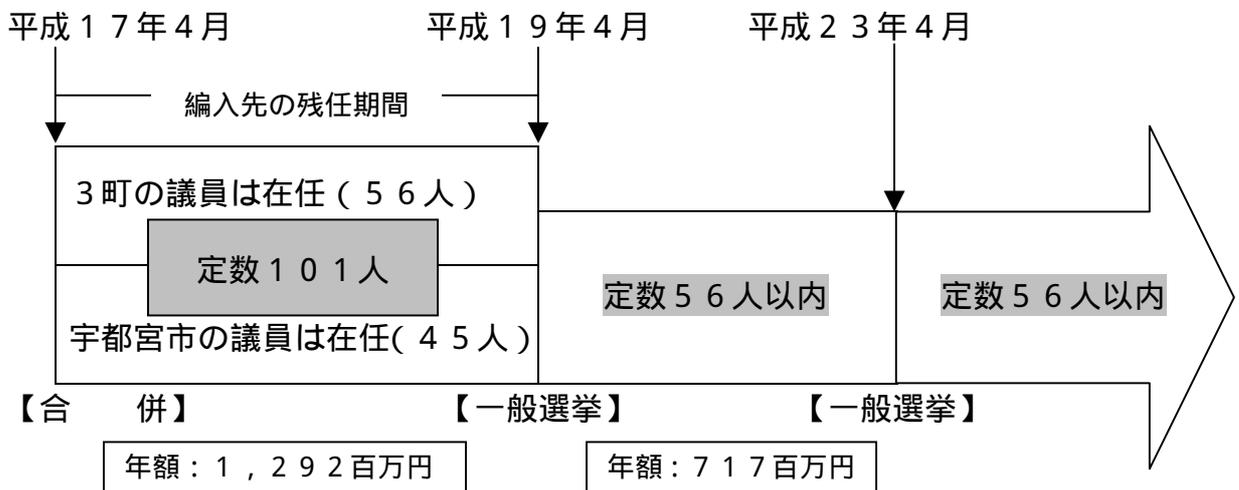


定数特例を適用した場合の各町における議員定数は以下のとおりとなる。

上三川町 3人, 上河内町 1人, 河内町 3人

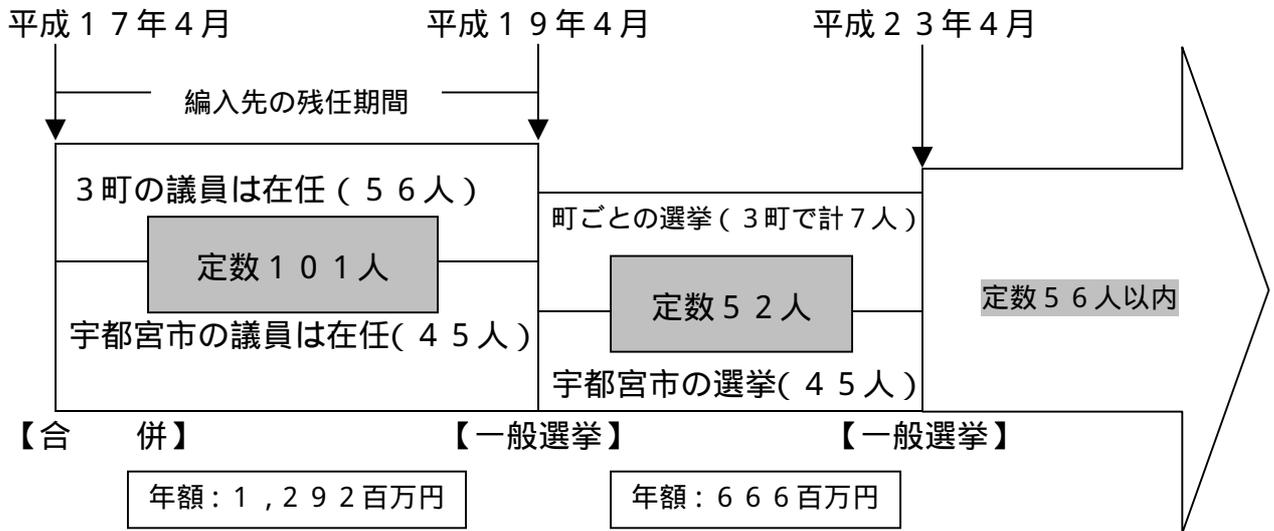
シミュレーション 5

合併時のみに在任特例を適用する場合



シミュレーション 6

合併時に在任特例 + 合併後の最初の一般選挙に定数特例を適用する場合



3 新市の議会を解散し、新たな議員定数による選挙を行う

- ・ 「合併特例法」に定められた特例を適用せず、新市の議会を解散し、新定数で選挙を行うことも制度上は可能である。
- ・ この場合、合併当初については、現在の宇都宮市の議員45人のみが、引き続き新市の議員として在任し、新定数を定めた後、自主解散することになる。

シミュレーション 7

